

別記標準公告例（第3条関係）

北広島市告示第〇〇号

条件付一般競争入札を行うので、北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成〇年〇月〇日

北広島市長 〇 〇 〇 〇

1 入札に付する事項

- (1) 工事[業務]名 〇〇〇〇
- (2) 工事[業務]場所 北広島市〇〇丁目
- (3) 工事[業務]概要 〇〇〇〇
- (4) 工期[履行期間] 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
- (5) 予定価格 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）【必要な場合のみ記載する】
- (6) その他 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。【必要な場合のみ記載する】

2 発注方式

単体とする。

3 入札者参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。）に規定する平成〇〇年度における競争入札等参加資格者名簿において、登録種別「〇〇」に登録されて《おり、格付等級が〇であること。》【必要な場合のみ記載する】いること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。）。
- (3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 条件付一般競争入札に付す1の工事（以下「対象工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。【必要な場合のみ記載する】

別記標準公告例（第3条関係）

(6) 次の条件を満たす工事[業務]（平成〇年〇月〇日以降にしゅん功[完了]したものに限る。共同企業体により施工した工事[業務]を含む。）の施工[履行]実績を元請として有していること。

工事[業務]内容 ○○○○

(7) 建設業法第26条に基づく監理技術者（主任技術者）を専任で配置できること。【必要な場合のみ記載する】

(8) (7)の規定により配置する監理技術者は、(6)で示した条件を満たす工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工実績を有していること。【必要な場合のみ記載する】

(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。なお、「受託者」とは次に掲げる者である。

○○○○コンサルタント 株式会社【必要な場合のみ記載する】

(10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) ○○○内に本店《又は営業所等》を有していること。【必要な場合のみ記載する】

(14) その他【必要な場合のみ記載する】

[以下2から5は特定共同企業体による共同施工方式の場合における例]

2 発注方式

特定共同企業体による共同施工方式とする。

3 入札者参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、その構成員のすべてが4に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たすとともに、5に掲げる条件を満たす特定共同企業体を自主的に結成したうえで入札参加の申請をしなければならない。

4 特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。）に規定する平成〇〇年度における競争入札等参加資格者名簿において、登録種別「〇〇」に登録されて《おり、格付等級が〇であること。》【必要な場合のみ記載する】いること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。）。
- (3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。【必要な場合のみ記載する】
- (6) 代表者については、次の条件を満たす工事（平成〇〇年〇〇月〇〇日以降にしゅん功したものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）の施工実績を元請として有していること。
 - ア 構造 〇〇造
 - イ 規模 〇階建以上 延床面積〇㎡以上
- (7) 代表者については、建設業法第26条に基づく監理技術者を専任で配置できること。その他の構成員は、建設業法第26条に基づく主任技術者を専任で配置できること。【必要な場合のみ記載する】
- (8) 代表者が(7)の規定により配置する監理技術者は、(6)で示した条件を満たす工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工実績を有していること。【必要な場合のみ記載する】
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。なお、「受託者」とは次に掲げる者である。

〇〇〇〇コンサルタント 株式会社【必要な場合のみ記載する】
- (10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと

（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 構成員は、〇〇内に本店《又は営業所等》（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載する主たる営業所《及びその他の営業所》をいう。）を有していること。【必要な場合のみ記載する】

(14) 構成員のうち1者以上は、建設業法に基づく特定建設業の許可を有していること。

(15) その他【必要な場合のみ記載する】

5 特定共同企業体の結成条件

(1) 構成員の数は、〇者又は〇者であること。

(2) 構成員に〇〇〇内に本店《又は営業所等》を有する者を1者以上含むこと。【必要な場合のみ記載する】

(3) 代表者は、4(2)の登録種別の格付等級が「〇」で、かつ、4(2)の登録の際に添付した総合評定値通知書（建設業法第27条の23第1項に規定する審査における結果の通知書をいう。）の建設工事の種類「〇〇」の総合評定値（P）が〇点以上であること。

(4) 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

(5) 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

4（特定共同企業体の場合は、「6」）入札参加申請及び資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下、「申請書類」という。）を提出しなければならない。

別記標準公告例（第3条関係）

ア 申請書類

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (イ) 同種工事施工[業務履行]実績書（別記第2号様式）
- (ウ) 主任（監理）技術者経歴書（別記第3号様式）
- (エ) 現場代理人経歴書（別記第4号様式）
- (オ) 手持ち工事の状況（別記第5号様式）
- (カ) 配置予定技術者等の工事受持ち状況（別記第6号様式）
- (キ) 特定共同企業体協定書（別記第7号様式）〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (ク) 委任状〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (ケ) (イ)[及び(ウ)] 【必要な場合のみ記載する。】に記載した工事[業務]の施工
[履行]概要及び施工[履行]したことを証明する書類(工事[業務]カルテ等)
- (コ) その他【必要な場合のみ記載する】

イ 提出期間

平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く〇時〇分から〇時〇分まで。

ウ 提出場所

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市会計室契約課（北広島市役所第3庁舎3階）

- (2) 申請書類は、4(1)ウにおいてこの告示の日から配布する。また、北広島市役所ホームページにも掲載する。
北広島市役所ホームページ <http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>
- (3) 入札参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できない。
 - ア 申請書類を提出期限までに提出しない者
 - イ 入札参加資格を認められなかった者
 - ウ 入札参加資格を認められた後、入札参加資格に欠けることとなった者
- (5) 入札参加資格の審査結果については、平成〇年〇月〇日（〇）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により通知する。

5（特定共同企業体の場合は、「7」）入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時〇分
 - イ 提出場所 4(1)ウ（特定共同企業体の場合は、「6(1)ウ」）に同じ。
 - ウ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、平成〇年〇月〇日（〇）までに書面により回答する。

別記標準公告例（第3条関係）

6（特定共同企業体の場合は、「8」） 契約条項を示す場所及びその期間

(1) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間及び時間

平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、〇時〇分から〇時〇分まで。

イ 閲覧場所

北広島市中央4丁目2番地1
北広島市役所第2庁舎 閲覧室

ウ 入手方法

希望する者は、4(1)ウにおいて購入できる。

(2) 設計図書に対する質問等

ア 質問の受付期間及び時間

平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、〇時〇分から〇時〇〇分まで。

イ 受付場所及び提出方法

(ア) 受付場所

4(1)ウ（特定共同企業体の場合は、「6(1)ウ」）に同じ。

(イ) 提出方法

質疑応答書（別記第9号様式）により、持参又は郵送で提出すること。

ウ 質問に対する回答の閲覧

(ア) 閲覧期間及び時間

平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く、〇時〇分から〇時〇分まで。

(イ) 閲覧場所

(1)イに同じ。

7（特定共同企業体の場合は、「9」）入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成〇年〇月〇日（〇）〇時〇分

(2) 場所 〇〇庁舎 〇〇室

8（特定共同企業体の場合は、「10」）入札方法等

(1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、〇回とする。【工事の場合】開札の結果、予定価格以下の入札がない場

別記標準公告例（第3条関係）

合は、再度入札を行う。【業務の場合】

- (4) 入札の執行に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (5) 入札を行った結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者を決定する。【必要な場合のみ記載する。】

9（特定共同企業体の場合は、「11」）積算内訳書の提出【工事の場合】

- (1) 入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書は、参考資料として提出を求めるものである。

10（特定共同企業体の場合は、「12」）入札保証金

免除する。

11（特定共同企業体の場合は、「13」）契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債、地方債又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12（特定共同企業体の場合は、「14」）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第15条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札

13（特定共同企業体の場合は、「15」）契約書作成の要否

要

14（特定共同企業体の場合は、「16」）支払条件

- (1) 前払金 契約金額の○割以内と《し、6,000万円を限度額と》【必要な場合のみ記載する】する。

〔債務負担行為事業の場合は、次の文言を加える。〕

ただし、前払金は、年度別の出来高予定に応じて分割で支払う。

- (2) 部分払 【○回を限度として行う。】又は【行わない。】

- (3) 〔債務負担行為事業の場合は、次の文言を加える。〕

本工事[業務]は、平成○・○年度に係る債務負担行為事業であり、次の出来高及び支払限度額を有する。

ア 平成○年度出来高 約○.○%

イ 平成○年度支払限度額 約○. ○%

15（特定共同企業体の場合は、「17」） 仮契約締結及び本契約締結
対象工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第4号）第2条に規定する議決事項であるため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議決後に本契約を締結する。【必要な場合のみ記載する】

16（特定共同企業体の場合は、「18」） その他

- (1) この告示に定めるもののほか、入札参加者は契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書類は、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書類の差替え及び再申請は、認めない。

17（特定共同企業体の場合は、「19」） 問合せ先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市会計室契約課（北広島市役所第3庁舎3階）

TEL 011-372-3311（内線〇〇〇）